

武石町2丁目町内会館使用細則

- 第1条 会館を使用したい者は、会館使用申請書（以下「申請書」という）に必要事項を記入して運営管理者（以下「管理者という」）に提出する。
また、未成年者の利用については保護者同伴とする。
- 第2条 管理者は、申請書を審査して許可書と鍵を交付する。
- 第3条 申請書の提出は、原則として使用5日前とする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 第4条 使用許可を受けた者は、使用后報告書と鍵を管理者に返却し
使用料を納付する。
- 第5条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
1. 建物、備品などの共有財産を丁寧に扱うこと。
 2. 火気の取り扱いに注意し、防災、防犯に努めること。
 3. 使用時間を遵守し、特に近隣住民に迷惑をかける行為をしないこと。
 4. 使用後は会館を清掃し、ゴミは各自持ち帰ること。また、戸締りに留意して備品等を現状に復して管理者に報告すること。
 5. 使用責任者は責任を持って鍵を取り扱い、使用後は管理者に返却する。
 6. その他管理者に従うこと。
- 第6条 建物、備品などの共有財産を破損した場合は、速やかに理由書を添付し管理責任者（以下「責任者」という）に届け出ることとし、責任者は使用者に対し原状復帰に要する費用を弁償させることができる。
- 第7条 町内会の行事および町内会に準ずる団体（町内会、子供会、防災会、老人会 など）の利用は無料とする。
また、町内会の会員が町内会の会員との交流に使用する場合は、当分の間無料とする。
- 第8条 使用料金は次の通りとし、会館の維持管理費などの一部に充当する。
1. 使用時間は午前9：00～午後9：00までとする。
 2. 使用1時間につき、500円とする。
 3. 冷暖房機器を使用した場合は、1時間につき100円の負担とする。
 4. 慶弔に使用する場合は、一回につき10,000円とする。
- 第9条 申請書、許可書、報告書の書式はこれを別に定める。
その他、ここに定めのないものは役員会で決定するものとする。